

私は大阪維新の会市会議員団を代表致しまして、議員提出議案第12号大阪市立学校活性化条例の一部を改正する条例案に反対の立場から意見を述べさせていただきますと思います。

平成24年7月27日に制定された学校活性化条例では、それまでの閉鎖的な学校現場を改め、校長のマネジメント体制を確立し、特色ある学校づくりを推進することを目的として、不透明な内部からの指名、推薦による校長の任用制度を見直し、広く内外から意欲と能力のある人財を公募することを規定したものであります。

つまり、本条例は、原則公募の義務を行政である教育委員会に対して立法府である議会が課しているわけであり、そして、一方で、例外的に公募が不都合な場合として、「ただし、公募を行う時間的余裕がない場合その他特別の理由がある場合は、この限りでない。」として、例外を教育委員会に認めているわけです。

しかしながら、今回提出の改正案では「原則公募により行うものとする」の文言を削除し、「公募する事が出来る」となっております。

一般に法文上の意味として、「行うものとする。」との表現は、義務規定であり、行政の行動を規律するものですが、「行うことができる。」との表現は、任意規定であり、何ら行政の行動を規律するものではありません。

結局のところ、改正案では、原則どのような任命方法を取るのかについて行政を律する記述はなく、規律が無い以上、教育委員会にとって都合のよい任用形態に委ねるといふことに他なりません。

条例制定からわずか2年もたたない間に、どうして、このような立法府の責務を放棄し、行政に主導権を明け渡すような後ろ向きの改定がなされるのでしょうか。

過去には、校長試験は受験するものの客観的判断による合否判定を行わないまま任用者を指名してきた不透明な選抜の過程がありました。

指導主事においてはそもそも校長試験を受験せずに校長に任用されてきた経緯がありました。

原則公募に至った過程には、このように馴れ合いの下で運用されて来た不透明な任用のあり方を見直すという目的があったはずで
す。

原則公募の制度には、内部人材、外部人材問わず、校長採用プロセスの透明化を図ることにその目的があったはず
です。

その目的を忘れて、また元の内部のみの、馴れ合いの中で
の指名・推薦の形を原則に据えようという事でしうか。

さらに加えて言うならば、原則公募には内部・外部を問わず優秀な人財を広く募集するという理念も含まれているはずです。

その文言を削除するということは、「原則公募」を廃止して、チャレンジを制限し、校長になろうとする者は、原則上から指名されるのを待てというのが公明党、自民党、OSAKA 未来、各党の理念なのでしょいか。

私はそうではないことを知っています。今回の補正予算審議において代表質問、教育こども委員会の場で公明党、自民党、OSAKA 未来のそれぞれの議員からも公募制度自体を否定するものではないという趣旨の発言が繰り返されました。

委員会での議論をそのままなぞれば、議員各位の想いは、自らの口で仰るように、公募制自体を否定するものではなく、外部から公募により登用された校長の内の数名が現場で上手く学校運営が出来なかったことを問題とし、制度運用の改善を図る必要があるという事だと理解します。

そしてこの点については、我々も同様の問題意識を持っています。

しかしながら、それであれば、校長公募の制度そのものを骨抜きにするのではなく、公募制度における外部人材の採用のあり方を厳格にするなど、運用について修正を加えるのが筋ではないでしょうか。

皆さんも、これまでのような不透明な手続きではなく、公募といった透明化したプロセスによって、内外から広く人材を募集するという理念には、反対ではないはずです。

であれば、外部人材校長の何名かの問題とは別に考えるべきです。

言うまでもないことですが、適任な人物が得られるかどうかの別は募集方法の違いによるものではなく、選考結果によるものであることは容易にご理解頂けると思っています。

事実、この間行われて来た委員会では我が会派も含め、各派議員の真摯な議論によって公募人材の選考については経歴よりも人物主体の選考とする事や、内部公募、外部公募の枠を予め設けないことが確認されました。これは事務局と議会が真摯に課題と向き合い、より良い制度の実現に向けて建設的な議論を積み重ねた成果だと私は思います。

にもかかわらず、ここに来て公募の原則を削除して、制度そのものを骨抜きにしようとする事は、この間の委員会での議論と明らかに矛盾し、委員会での議論の成果を投げ捨てる

もので、甚だ残念と言わざるを得ません。

一方で公募制度自体は否定しないと公の場で発言しながら、今回原則公募を骨抜きにしようとするこの転換に、どのような政治力学が働いたのか推し量る事は出来ませんが、

私達の態度は、内部、外部問わず意欲のある人財を広く募集し、その中から真に理想を実現する能力のあるものを選抜する事がもつとも、子供達、市民の利益に叶うというもので、この考えに変わりはありません。

これまでマスコミによって悪い面ばかりが取りざたされている外部人材の公募校長ですが、彼らによって今までのどの校長も大きく問題として取り上げなかったマイナスの当たり前が現場では日々改善されています。

ある学校では当たり前の様に地震訓練の際に運動場に避難していました。この学校は地震による地盤の液状化で防潮堤が沈下すれば僅か10分で水が押し寄せる可能性があるとして

府のシミュレーションで公表されているのにです。今では地震訓練の際は屋上に避難するように改められました。

ある学校では、校長経営戦略予算で子ども達に一人一冊の辞書が配られました。受け身型の授業ではなく、自ら考え、調べて、納得する力をつけるためです。

ある学校では、教員の校内人事に関し、校長の権限を制限する独自の規定、運用がされていたことが外部の公募校長が問題視したことによって明らかとなり、その後の調べで、本市において学校独自の人事規定を持つ市立学校が101校もあり、うち61校では教員間の選挙で人事を決めるとする規定が明記されていたこと、一方、職員会議についても44校で独自の規定が設けられ、職員会議の議決が校長の学校運営を制約すると規定されていることが明らかになりました。

この校内人事の閉鎖的な独自の規程は、それまでの歴代校長にとっては問題だという認識すらなかったものであります。が、社会の目に晒された途端、新聞紙面上にも天然記念物も

のと大きく取り上げられ、今やその問題提起は本市のみならず全国の学校園にとって重要なものとなっている事は、ここにいる全議員の知る通りであります。

この様に、これまでの常識に捕われない外部の視線を教育現場に取り入れ、ムラ社会と揶揄された現状から、開かれた教育現場を実現していく事にも外部人財を登用する大きな意義があり、決して特異な能力を一時的に外から借りてくるといった短絡的な発想によるものではありません。

新たな取り組みは時に新たな軋轢や問題を生じます。しかしながら、市民から信託されて公正かつ精緻に粘り強く議論を続けていく責務を負った議会人の姿勢として、それらの問題を克服して新たな制度を完成させていくのが本来の姿ではないでしょうか。問題が起こった場合、功罪もろともに静かに葬るといのが大阪市議会の姿勢なのででしょうか。

原則公募を廃しても、公募そのものはできるとお考えの議員がおられましたら、教えて頂きたいと思います。行政の行動規範を義務規定から任意規定にし、原則内部指名の実態の中から公募制を実施する場合、その運用をどのように進めるつもりでしょうか。任用主体たる教育委員会に主導権を明け渡した後に、教育委員会が公募をしない、外部の人材は今後受け入れないと判断したら、議会としてどのように対応されるのでしょうか。

繰り返しになりますが、公募制については既に精緻に問題点が議論され、それに対する改善案も示されております。

意欲のある人財を内部・外部問わずできるだけ広く募集し、

その能力を厳しく選抜した上で、人から言われるのではなく自らに責任を課して積極的に名乗り出た人物を任用するという基本理念さえ、立ち止まって考えるべきだというのでし
ようか。

行政に対する立法府たる議会の責任を、ここにおられる議員各位、お一人お一人が良く考えて頂き、開かれた市政、教育現場の実現の理念に共感頂けるのであれば、会派の縛りを超えて、「原則公募」の理念を守りながらさらなる制度の充実に向けて手を携えて頂きたいと思えます。

公募制に関してはこれまでも様々議論がありました。が、公明正大に門戸を開いた透明なプロセスに基づく内外人材の「原則公募」制なのか、結局は行政、教育委員会にお任せ
しますという任意規定に戻ってしまうのか、

皆さんの政治に向き合う姿勢、理念を今この場で、大阪市

民に対してしっかりと見せて頂きたいと思えます。

ありがとうございました。